

事務連絡
令和2年6月17日

通所介護事業所 管理者 様
地域密着型通所介護事業所 管理者 様
認知症対応型通所介護事業所 管理者 様
通所リハビリテーション事業所 管理者 様
短期入所生活介護事業所 管理者
短期入所療養介護事業所 管理者
居宅介護支援事業所 管理者 様

練馬区高齢施策担当部介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱い（第12報）の留意事項について

日頃より、練馬区介護保険事業にご理解とご協力くださいます。誠にありがとうございます。

標記の件については、介護保険最新情報 vol.842 にて厚生労働省老健局から発出されているところであります。この中で、算定を行うにあたっての留意事項が記載されておりますが、サービス利用者等から練馬区にこの留意事項と違う対応をしている旨の問い合わせが来ています。

このため、区では下記のとおり算定の際の留意事項を整理しましたので、あらためて貴事業所関係職員への周知をお願いします。

記

1 留意事項

(1) 算定にあたり、利用者の負担が増え、利用者によっては区分支給限度基準額を超える場合があります。

このため、居宅サービス事業者等は、算定する際に国の通知を踏まえ、利用者を担当している介護支援専門員と必ず連携すること。

(2) 利用者の同意については、利用者およびその家族（以下「利用者等」）に対し、算定にあたっては利用料が増える事および同意が前提である事（同意しないことも可能）等を丁寧に説明した上で、利用者等から同意を得ること。また、利用料に関するトラブルを防止するために、利用者等と居宅サービス事業者等の間で同

意した旨の書面を取り交わしておくことが望ましいが、書面の取り交わしが困難な場合は、説明者の氏名、説明内容および同意を得た日時、内容、同意者氏名等を記録に残しておくこと。

- (4) 介護支援専門員は、今回の算定内容を反映させたケアプラン第6表サービス利用票および第7表サービス利用票別表に沿って、利用者等に対して説明の上、同意を得て交付すること。また、居宅介護サービス事業者等に対しても、サービス提供票およびサービス提供票別表を交付すること。さらに、第5表居宅介護支援経過にも経緯等を記録しておくこと。

ただし、すでに令和2年6月分のサービス提供票およびサービス利用票等を交付している場合は、あらためて作成し直すことまで求めないが、遅くとも令和2年6月のサービス提供後に居宅サービス事業者等からの実績報告の内容を確認の上、今回の算定内容を反映させたケアプラン第6表および第7表等の見直しを行うこと。この場合も、第5表に経緯等を記録しておくこと。

2 適用期間

令和2年6月実績分から当面の間

本通知は、現時点での解釈となります。今後、新型コロナウイルス感染が終息した際には、後日、取扱いについて通知いたします。

本通知の内容は、練馬区の解釈であるため、利用者が他区市町村の被保険者である場合は、各保険者に確認すべきであることを念のため申し添えます。

【参考】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)より抜粋 別紙の3ページ

留意事項

- ・ による算定を行う場合は、必ず介護支援専門員と連携し、
- ・ 通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図ること
- ・ 当該取扱い等の実施により、区分支給限度基準額の取扱いに変更はないこと
- ・ 当該取扱いにおける請求にあたっては、居宅介護支援事業所が作成する給付管理票及び居宅サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させる必要があることに留意すること。

【担当】

練馬区高齢施策担当部介護保険課給付係

電話 03-5984-4591(直通)